

<地域生活支援拠点部会の取り組み>

【第 1 回】 令和 7 年 6 月 2 日（月） 13:30～15:00

1. 令和 6 年度下半期地域生活支援拠点評価アンケート結果について

- ・相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの機能を 5 段階レベルに分けて評価を実施。
- ・評価結果は、5 つの機能のうち、専門的人材の確保・養成の機能はレベルが 1 つ下がった結果になったが、相談支援専門員のそれぞれの立場での業務から見た視点の違いによる結果だと思われる。  
実態としては、令和 6 年度から相談支援が自立支援協議会の事務局を担うようになっており、協議会を通じた連携がとれてきている。その他の機能は評価としては横ばいだった。
- ・評価は高浜市内の 2 つの相談支援事業所の相談支援専門員がしているが、今後は部会の委員も評価した方がよいのではないかと意見あり。評価の判断がつかない場合もあるため、部会の場で意見を聞くこともして欲しいとの意見も出された。

2. 地域生活支援拠点等の整備および令和 7 年度の取り組み内容について

①地域生活支援拠点等の整備

- ・令和 6 年度から地域生活支援拠点等について障害者総合支援法に位置付けられた。
- ・地域生活支援拠点が担う機能として、地域移行の推進が加わっている。  
この変更等により、1 の評価については、評価項目を修正していく。次回の部会で、修正案を提出する。（修正案の検討は、くらし安心ネット（地域生活支援拠点）会議で行う）

②令和 7 年度の取り組み内容

- ・1 の評価結果を基に、令和 7 年度の取り組み内容を報告。
- ・部会として事例検討からの地域課題を出す方向性について協議し、地域生活支援コーディネーターが対応したケースについて共有し、対応方法等について意見交換をしていく。
- ・緊急時の受け入れ・対応等において、地域生活支援拠点等体制整備のため登録制の導入と登録事業所を確保することをあげた。

3. 市内事業所の地域生活支援拠点等への登録制及び加算について

- ・これまで登録制を導入してこなかったが、昨年度緊急時の受入れを給付外で対応してくださった事業所があり、事故等の想定をすると相当なリスクを負わせてしまった。業務として対応してもらえようように仕組みを作り、加算が取れるようにしていきたい。そのためには、事業所に地域生活支援拠点等の登録をしてもらう必要があるため、事業所には登録の協力をお願いしていく。  
説明の上、登録制について自立支援協議会本会議にて承認され、今後、事業所部会で説明地域生活支援拠点等の登録制について説明する。

# 地域生活支援拠点事業所登録のイメージ

